車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a33　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち営業用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a34　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の2第8項第2号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の軽減額として総務大臣が調査した額

a35　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により取得価額から控除された額として総務大臣が調査した額

a36　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第5項第3号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車であるものについて、平成30年度における当該市町村の属する都道府県の同項の規定により控除された後の取得価額として総務大臣が調査した額

a37　平成31年改正前地方税法附則第12条の2第2項第4号イ及び第5号、第12条の2の2第2項第1号イ及び第2号、第4項第1号イ及び第2号、第6項第1号イ及び第2号並びに第8項第1号イ及び第2号のいずれにも該当しないガソリン自動車の乗用車又は石油ガス自動車の乗用車（以下この条において「その他の乗用車」という。）のうち営業用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたものの取得に対して平成30年度における当該市町村の属する都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

a38　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第1項第4号、第5号イ及び第6号、第2項第1号、第2号イ及び第3号、第3項第1号、第2号イ及び第3号、第4項第1号、第2号イ及び第3号並びに第5項第1号、第2号イ及び第3号のいずれにも該当しないガソリン自動車の乗用車又は石油ガス自動車の乗用車（以下この条において「その他の乗用車（中古車）」という。）のうち営業用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたもの以外の取得に対する平成30年度における当該市町村の属する都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

a39　その他の乗用車のうち自家用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたものの取得に対して平成30年度における当該市町村の属する都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

a40　その他の乗用車（中古車）のうち自家用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたもの以外の取得に対する平成30年度における当該市町村の属する都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額